

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



【参考】学校種別による報告先の違い（重要事項の発生報告） 根 法第29条～第32条、参（参51-64）

- 公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法第30条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると思ふときは再度報告を5%（法第32条）再度報告したときはその結果を報告する（同第3条）。
- 公立大学・短期大学：公立大学法人の学長は教育委員会を通じて、文部科学大臣に報告（法第30条1項）。公立大学法人の学長又は理事長を経由して、当該地方公共団体は当該地方公共団体の長に報告（法第30条の2第9号）。
- 私立学校：当該地方公共団体の長に報告（法第30条1項）。●私立大学・短期大学：私立大学法人の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（法第30条1項）。私立大学法人の学長又は理事長を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法第30条1項）。
- 私立学校は、報告を受けた大学法人の学長・理事長は報告を受けた地方公共団体の長に報告し、必要があると思ふときは（法第29条第2項）再度報告（法第30条第2項）を要する（法第30条1項）。

いじめの重大事態の対応フロー（ロール別） 全体像（縮小のため文字は小さめ。読みやすい印刷は6ページ版を推奨）
© 安竹洋平（小平市議会議員）/ CC BY-ND 4.0（表示・改変禁止）/ 出典 yasutakeyohei.com/iijime-judai-jitai/flow/